

岐阜県屋外広告物条例等早わかり

平成23年7月

岐阜県都市建築部都市政策課

はじめに

広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、広報、宣伝活動のひとつとして社会的に重要な役割を果たしています。

しかし、同時に、屋外広告物は、都市景観の一部を形成していることから、良好な景観との調和が求められており、さらに、通行人等公衆に対する危害の防止にも十分な配慮が払われなければなりません。

そこで、岐阜県では、屋外広告物法に基づき、岐阜県屋外広告物条例を定めて、適正な屋外広告物の掲出に努めています（なお、岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、各務原市及び下呂市では、各市の屋外広告物条例が定められています。）。

この冊子は、この条例の概要を説明し、関係の方々により一層ご理解をいただくことを目的に作成しました。

目次

| | |
|------------|-----|
| 屋外広告物とは | 1 |
| 禁止広告物 | 2 |
| 禁止物件 | 2 |
| 禁止地域 | 3 |
| 許可地域 | 6 |
| 許可の基準(抜すい) | 7 |
| 適用除外 | 1 1 |
| 許可申請の手続 | 1 3 |
| その他 | 1 6 |
| 別表 1 | 1 8 |
| 別表 2 | 1 8 |
| 別表 3 | 1 9 |
| 別表 4 | 2 0 |
| 別表 5 | 2 0 |
| 別表 6 | 2 0 |
| 別表 7 | 2 1 |
| 様式 | 2 9 |

屋外広告物とは

道路沿いに建てられる野立広告物、ビルの屋上にある広告塔、建物の壁にある壁面広告、電柱広告など、さまざまな形態の屋外広告物がありますが、規制の対象とする「屋外広告物」とは、これらの他にネオンサイン、アドバルーンまで含む幅の広い意味を有しています。

屋外広告物とは

次の条件をすべて満たすものが「屋外広告物」であり、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。

常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

- ・「常時又は一定の期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、散布されるビラやチラシの類は屋外広告物にはなりません。
これらは、電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。
- ・また、4、5日程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱います。

屋外で表示されるものであること

- ・「屋外」とは、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば、法の規制の対象にはなりません。

公衆に表示されるものであること

- ・「公衆」とは、単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断されます。

看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれに類するものであること

- ・「その他の工作物等」とは、元来広告物の表示又は掲出の目的を有したものではない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえないような岩石、樹木等を意味し、これらを利用したものも屋外広告物に含めるということです。

次ページから「岐阜県屋外広告物条例」の概要を説明しますが、おおむね次のように構成されています。

| | | | |
|------------|---|-------|---------------------|
| 岐阜県屋外広告物条例 | — | 禁止広告物 | 掲出してはいけない広告物 |
| | — | 禁止物件 | 原則として広告物の掲出ができない物件 |
| | — | 禁止地域 | 原則として広告物の掲出ができない地域 |
| | — | 許可地域 | 広告物を掲出するときに許可が必要な地域 |

(以下の説明では、岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、各務原市及び下呂市域を除きます。)

禁止広告物（掲出してはいけない広告物）

著しく破損した広告物や道路交通の安全を阻害する広告物などは、地域に関係なく掲出してはいけません（条例第4条）。

条例では、次のものが禁止広告物とされています。

- ・著しく汚染、変色し、又は塗料等のはく離したものの
- ・著しく破損し、又は老朽したものの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるものの
- ・信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなものの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの

禁止物件（広告物の掲出ができない物件）

1 街路樹や電話ボックスなどには、地域に関係なく原則として広告物を掲出できません（条例第6条第1項）。

条例では、次のものが禁止物件とされています。

- ・橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯
- ・街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード、日おい及び雁木
- ・信号機及びその附属施設、道路標識、道路上のさく、駒止め並びに里程標
- ・消火せん、火災報知器及び火の見やぐら
- ・郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
- ・送電塔、送受信塔及び照明塔
- ・煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ・銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木

2 電柱、街燈柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗若しくは立看板等を掲出できません（条例第6条第2項）。

3 道路の路面には、広告物を表示できません（条例第6条第3項）。

禁止地域（広告物の掲出ができない地域）

- 1 第1種低層住居専用地域（用途地域の1種類）や風致地区など、良好な景観を特に保持する必要がある地域には、原則として広告物の掲出ができません。
- 2 条例で禁止地域とされるところは、次のとおりです。
 - (1) 都市計画法により定められた区域
 - (2) 景観法により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
 - (3) 文化財保護法により指定された区域
 - (4) 森林法により指定された風致保安林のある地域
 - (5) 岐阜県自然環境保全条例により指定された区域
 - (6) 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間
 - (7) 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道（新幹線鉄道を除く。）、軌道及び索道で、知事が指定する区間
 - (8) 道路、鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）から展望することができる地域で、知事が指定する区域
 - (9) 都市公園法に規定する都市公園の区域
 - (10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館
 - (11) 河川、湖沼、溪谷、高原、山岳、緑地及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
 - (12) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして知事が指定する地域
 - (13) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして知事が指定する地域又は場所

具体的な禁止地域は、次のとおりです。

- (1) 都市計画法により定められた次の区域（条例第5条第1号）

第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域

第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域を定めている市町名

大垣市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、垂井町、関ヶ原町、安八町、北方町、坂祝町、御嵩町

風致地区

関市 : 安桜山風致地区、梅竜寺山風致地区

養老町 : 養老白石風致地区

特別緑地保全地区

瑞浪市 : 竜吟峡特別緑地保全地区

土岐市 : 仲森特別緑地保全地区

飛騨市 : 気多若宮特別緑地保全地区

- (2) 景観法により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域（条例第5条第2号）
現在指定区域はありません。
- (3) 文化財保護法により指定された次の区域（条例第5条第4号）
重要文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域（文化財保護法第27条関係）
別表1（18ページ）のとおり
重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域（文化財保護法第78条第1項関係）
別表2（18ページ）のとおり
史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物に指定された地域（文化財保護法第109条第1項若しくは第2項関係）
別表3（19ページ）のとおり
伝統的建造物群保存地区及びその地区から展望できる地域（文化財保護法第143条第2項関係）
恵那市岩村町岩村本通り地区
大野郡白川村荻町地区
- (4) 森林法により指定された風致保安林のある地域（条例第5条第6号、森林法第25条第1項第11号関係）
揖斐郡揖斐川町谷汲神原字平岩1632 - 4
揖斐郡揖斐川町谷汲神原字坂本1193 - 1
- (5) 岐阜県自然環境保全条例により指定された次の区域（条例第5条第7号）
自然環境保全地域（岐阜県自然環境保全条例第14条関係）
別表4（20ページ）のとおり
緑地環境保全地域（岐阜県自然環境保全条例第25条関係）
別表5（20ページ）のとおり
- (6) 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間（条例第5条第8号）
- (7) 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道（新幹線鉄道を除く。）、軌道及び索道で、知事が指定する区間（条例第5条第9号）
別表7（21～28ページ）のとおり
- (8) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域（条例第5条第10号）
別表7（21～28ページ）のとおり
- (9) 都市公園法に規定する都市公園の区域（条例第5条第11号、都市公園法第2条第1項関係）
- (10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館（条例第5条第13号）
- (11) 河川、湖沼、渓谷、高原、山岳、緑地及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域（条例第5条第15号）
現在指定区域はありません。

- (12) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要
 があるとして知事が指定する地域（条例第5条第16号）

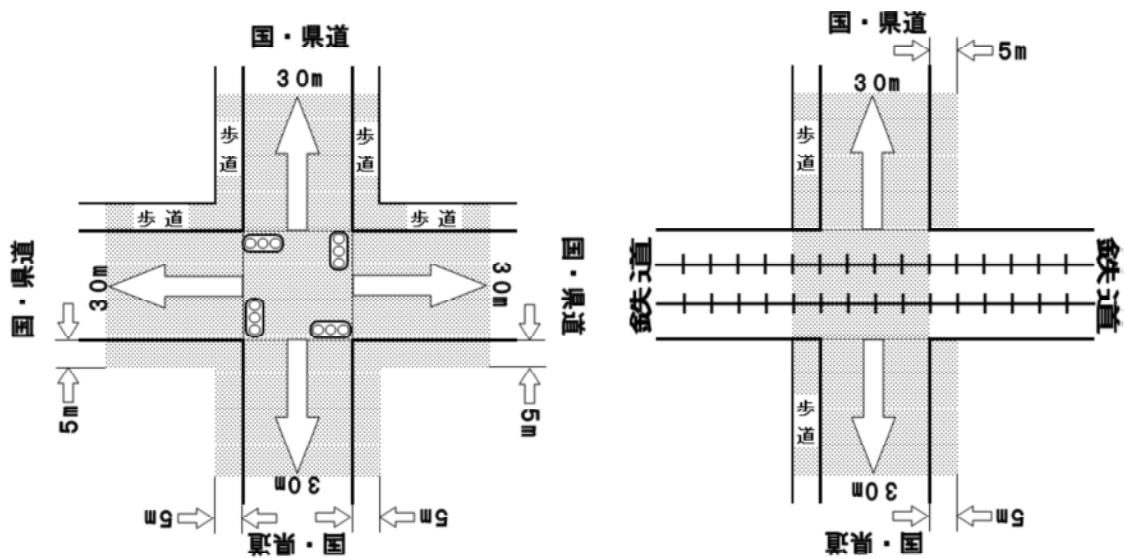
信号機の設置されている交差点

一般国道又は県道と一般国道又は県道との交差点

一般国道又は県道と鉄道との踏切

及び の交差点並びに の踏切から30m以内の一般国道又は県道及び の
 道路に歩道、車道の区分のない道路の両側5m以内の区域（ただし、高さが7m
 以上の屋上広告物を除く。）

略図



- (13) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして知事が指定す
 る地域又は場所（条例第5条第17号）

別表6（22ページ）のとおり

許可地域（広告物を掲出するとき許可が必要な地域）

1 道路沿いの一定の区域や都市計画区域内などに広告物を掲出しようとする場合には、原則として許可が必要です。

2 条例で許可地域とされる場所は、次のとおりです。

景観法に規定する景観計画区域（条例第7条第1号）

大垣市、中津川市、可児市及び白川村の全域

道路、鉄道等で、知事が指定する区間（条例第7条第5号）

別表7（21～28ページ）のとおり

道路、鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域（条例第7条第6号）

別表7（21～28ページ）のとおり

都市計画法の規定により指定された都市計画区域（条例第7条第11号、都市計画法第5条第1項及び第2項関係）

都市計画区域は次のとおりです（平成23年4月1日現在）

県内の市全部(ただし、大垣市、関市、中津川市、恵那市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、海津市は一部の地域)

羽島郡 岐南町、笠松町

養老郡 養老町（一部）

不破郡 垂井町（一部）、関ヶ原町（一部）

安八郡 神戸町、輪之内町、安八町

揖斐郡 揖斐川町（一部）、大野町、池田町（一部）

本巣郡 北方町

加茂郡 坂祝町、富加町、川辺町、八百津町（一部）

可児郡 御嵩町

許可の基準(抜すい)

1 共通基準

都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。

広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。

蛍光塗料は、使用しないものであること。

電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても美観風致を損なわないものであること。

色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。

容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

2 個別基準

- ・屋外広告物は、その種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。
- ・具体的な個別基準は、次ページのとおり

許可の基準（個別基準）

1 自家広告物

自家広告物とは：自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの（条例第8条第2項第1号）

| 区分 | 広告物の種類 | 許可地域（6ページ） | 禁止地域（3ページ） |
|-----------|--------|--|---|
| 自家 広告物 | 野立広告物 | 表示面積 1基につき50㎡以下 高さ 1.5m以下 [規則別表第2中2（1）参照] | 表示面積 1事業所等あたり合計50㎡以下 その他の基準 広告物の種類に応じて、左欄の基準を満たすこと |
| | 屋上広告物 | 個数 1つの建築物につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） 表示面積 20㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） 高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2（2）参照] | |
| | 壁面広告物 | 表示面積（次の2つとも満たすこと） ・1個30㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2（2）参照] | |
| | 突出広告物 | 個数 1壁面につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） 表示面積 1個20㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） 下端の高さ ・歩道上にあっては地表から2.5m以上 ・車道上にあっては地表から4.7m以上 道路上への出幅 1m以下 [規則別表第2中2（2）参照] | |
| 許可申請 | | 許可申請が必要 ただし、1事業所等あたり合計10㎡以下のものについては、許可申請不要 [別表第1中2参照] | |

「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

3 その他の広告物

| 区分 | 広告物の種類 | 許可地域（6ページ） | | 左の区域外 | 禁止地域（3ページ） |
|---------|---------------------------------------|---|---|--|------------|
| | | 道路及び鉄道で知事が指定する区域（別表7（23～31ページ）参照） | | | |
| | | 用途地域内 | 用途地域外 | | |
| その他の広告物 | 野立広告物 | 表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下 [規則別表第2中2(1)ア参照] | 表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下 指定路線からの距離 3.0m以上 広告物相互距離 5.0m以上 現地確認必要 高速道路・新幹線 路線の両側 500m以上1000m 以内の区域は 300m以上 [規則別表第2中2(1)イ(ロ)参照] | 表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下 [規則別表第2中2(1)ウ参照] | 不可 |
| | 屋上広告物 | 個数 1つの建築物につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） 表示面積 2.0㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） 高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2(2)参照] | | | |
| | 壁面広告物 | 表示面積（次の2つとも満たすこと） ・1個3.0㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2(2)参照] | | | |
| | 突出広告物 | 個数 1壁面につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） 表示面積 1個2.0㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） 下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 道路上への出幅 1m以下 [規則別表第2中2(2)参照] | | | |
| 許可申請 | すべて許可申請が必要 ただし、管理用広告物については、下表のとおり。 | | | | |

管理用広告物の許可申請

| | | |
|--|-------------------|-------------------|
| 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの（条例第8条第2項第2号） | | |
| | 許可地域 | 禁止地域 |
| 表示面積が1個2㎡以下 | 許可申請不要[規則別表1中3参照] | 許可申請不要[規則別表1中3参照] |
| 表示面積が1個2㎡超 | 許可申請必要(上の表の許可基準) | 不可 |

「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

適用除外（条例の適用が除外されるもの）

選挙運動のための屋外広告物や地方自治体が掲出する広告物などは、条例の適用が除外されます（条例第8条）。

- ・具体的な基準は、下表のとおり

禁止物件、禁止地域、許可地域の規定の適用除外となるものの基準

| 区 分 | 禁止物件の規定 の適用 | 禁止地域の規定 の適用 | 許可地域の規定 の適用 |
|---|---|---|----------------|
| 1 法令の規定により掲出するもの | 全て適用除外（許可申請不要） | | |
| 2 公職選挙法その他の法令による選挙運動又は選挙の運動期間中及び選挙の当日において行う政治活動のために掲出するもの | 全て適用除外（許可申請不要） | | |
| 3 アーケード、街燈柱、公園施設に地名、寄贈者名等を表示するもので、右欄の基準に適合するもの | 次の要件を満たすものは、適用除外（許可申請不要） 表示面積（次の2つを満たすこと） <ul style="list-style-type: none"> ・表示方向から見た場合における当該表示施設・物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の1/20以下 ・0.5㎡（街燈柱については、1㎡）以下（地名、街区名等は面積制限なし） 個数 1の施設又は物件につき1個（アーケード、街燈柱は個数制限なし） 色彩 蛍光塗料を使用しないもの [規則別表第1中1参照] | | |
| 4 天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合に必要なもの | 全て適用除外（許可申請不要） | | |
| 5 自家広告物で右欄の基準に適合するもの | 一部適用除外（禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクその他これらに類するものに掲出する自家広告物が、右欄の基準を満たす場合は、許可申請不要） [規則別表第1中5参照] | 次の要件を満たすものは適用除外（許可申請不要） 表示面積 1事業所等あたり合計10㎡以下 その他 蛍光塗料を使用しないもの [規則別表第1中2参照] | |

| 区 分 | 禁止物件の規定 の適用 | 禁止地域の規定 の適用 | 許可地域の規定 の適用 |
|---|---|--|---|
| 6 管理用広告物で右欄の基準に適合するもの | 一部適用除外 (禁止物件のうち 送電塔、送受信 塔、水道タンク などに掲出する 場合は許可申請 不要) | 表示面積 2 m ² 以下のものは適用除外 (許可申請不要) [規則別表第 1 中 3 参照] | |
| 7 道標等で右欄の基準に適合するもの | 不 可 | 表示面積 2 m ² 以下のものは適用除外 (許可申請不要) [規則別表第 1 中 4 参照] | |
| 8 冠婚葬祭・祭礼等のため、臨時に掲出するもの | 不 可 | 全て適用除外(許可申請不要) | |
| 9 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に掲出するもの | 不 可 | 全て適用除外(許可申請不要) | |
| 10 人、動物、車両、船舶等に掲出するもの | 不 可 | 全て適用除外(許可申請不要) | |
| 11 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則に定めるところにより掲出するもの | 不 可 | 全て適用除外(許可申請不要) | |
| 12 広告物を掲出する物件の設置の許可を受けた者が当該物件に表示するはり紙で右欄の基準に適合するもの | | | 広告物を掲出する物件の掲出面をはみ出さないもので蛍光塗料を使用しないものは適用除外(許可申請不要) |
| 13 国、地方公共団体、岐阜県交通安全協会、各地区交通安全協会、独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人が公共的目的をもって掲出するもの | <ul style="list-style-type: none"> ・この場合は、禁止物件、禁止地域及び許可地域の規定が適用されないが、各規定の趣旨に沿うように努めなければならない。 ・許可申請に代わり、市町村長への通知が必要。 なお、次の広告物は、通知不要。 <ul style="list-style-type: none"> ・この表の1～11の広告物 ・官公署の建造物・敷地に掲出する広告物 ・官公署の建造物・敷地の外で、表示面積が1面4 m²以下、合計が8 m²以下の広告物 | | |

禁止地域に自家広告物、道標等(この表の5・7の基準に適合しないもの)、案内用広告物を掲出するには、許可を受けなければなりません(ただし、8・9ページの許可の基準を満たすものであること)。

政党が第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内において表示するはり紙及びはり札については、禁止地域の規定は適用されません(ただし、許可申請は必要)。

許可申請の手続

1 新設の場合

- ・ 広告物を掲出しようとする場所を所轄する市町村屋外広告物担当窓口へ「屋外広告物許可申請書」・添付書類を提出し、必ず許可を受けてから着工してください。

許可を受けた広告物には、許可の際に交付される証票を貼付しなければなりません。ポスター等の広告物は、許可の証印又は打刻印を受けなければなりません。

提出書類は、次のとおりです。

- (1) 屋外広告物許可申請書（正副2通・第1号様式、29ページ参照）
- (2) 添付書類
位置図（野立広告物については、道路、鉄道等からの距離を明示すること。）
形状、寸法及び構造に関する仕様書
構造図
彩色広告面模写図
建築物を利用する広告物にあっては、建築物の構造図及び立面図

2 関連する手続

(1) 広告物の高さが4 mを超える場合

- ・ 建築基準法による工作物の確認が必要ですので、行政機関や指定確認検査機関の建築確認申請受付窓口で必要な手続をしてください。

(2) 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合

- ・ 道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続をしてください。
- ・ 道路交通法による道路使用の許可が必要ですので、所轄の警察署に対し必要な手続をしてください。
- ・ なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外道路占用を認めていませんので留意してください。

(3) その他の法令

- ・自然公園法、県立自然公園条例などにより、広告物が制限されている場合や、許可が必要な場合がありますので県地球環境課又は県の各振興局に確認してください。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律、岐阜県風営適正化法施行条例により、性風俗特殊営業の広告物は設置場所が制限されていますので所轄の警察署に確認してください。

3 更新の場合

- ・許可期間が広告物の種類に応じて、2月～3年以内の範囲で定められています。
- ・この期限後も引き続き掲出する場合は、期間満了日の30日前までに、「屋外広告物許可期間更新申請書」などを提出し、許可を受けてください。

提出書類は、次のとおりです。

- (1) 屋外広告物許可期間更新申請書（正副2通・第2号様式、30ページ参照）
- (2) 当該広告物等のカラー写真

許可期間は、次のとおりです。

| 広告物の種類 | | 許可期間 | |
|--|--|------|------|
| | | 新規 | 更新 |
| 野立広告物 | 鉄骨造りその他の堅固な構造のもの | 3年以内 | 2年以内 |
| | その他のもの | 1年以内 | |
| 屋上広告物 突出広告物 | 堅固な建築物（鉄筋コンクリート及び鉄骨造りの建築物をいう。以下同じ。）を利用するもの | 3年以内 | 2年以内 |
| | その他のもの | 1年以内 | |
| 壁面広告物 | 堅固な建築物を利用するもの | 3年以内 | 2年以内 |
| | その他のもの | 1年以内 | |
| はり紙、はり札、立看板、アドバルーン、広告幕、広告網その他これらに類するもの | | 2月以内 | |
| その他の広告物 | | 1年以内 | |

4 改造・移転をする場合

- ・許可を受けて掲出した広告物を改造又は移転しようとするときは、「屋外広告物変更許可申請書」・添付書類を提出し、必ず事前の許可を受けてください。

提出書類は、次のとおりです。

- (1) 屋外広告物変更許可申請書（正副2通・第3号様式、31ページ参照）
- (2) 添付書類
屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類

5 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

- ・屋外広告物申請者（管理者）変更届（第8号様式、36ページ参照）を提出してください。

6 撤去した場合

- ・屋外広告物改修（移転・除却）届（第9号様式、37ページ参照）を提出してください。

7 許可等手数料

- ・許可を受けようとする場合、許可期間の更新を受けようとする場合は、手数料を納入してください。
- なお、手数料の額及び納入方法は、各市町村屋外広告物担当窓口でご確認ください。

その他

1 屋外広告業の登録

- ・岐阜県内（岐阜市域を除く。）において、屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。

詳細は「屋外広告業登録申請等の手引き」をご覧ください。

- ・岐阜市域は、岐阜市長への登録が必要です。ただし、岐阜県知事に登録をした者の特例により、岐阜県知事の登録を受けた業者は、岐阜市長に届出をすれば登録されたものとみなされます。（岐阜市への特例届出については、岐阜市まちづくり景観課にお問い合わせください。）
- ・屋外広告業者は、その営業所ごとに、知事が行う屋外広告物講習会の修了者等を選任しなければなりません。屋外広告物講習会の開催については、県公報・インターネットなどによりお知らせします。

（広告主の方へ）広告物の掲出を依頼するときは、登録業者であることをご確認ください。（岐阜県屋外広告物ホームページで登録業者の一覧が確認できます。）

屋外広告物講習会受講手数料

屋外広告物講習会を受けようとする場合は、手数料を納入してください。

手数料額は次のとおり

| 区 分 | 金 額 |
|-------------------|--------|
| 屋外広告物関係法令に関する課程 | 1,050円 |
| 屋外広告物の表示の方法に関する課程 | 750円 |
| 屋外広告物の施工に関する課程 | 1,200円 |

2 屋外広告物を掲出する者の義務

管理義務

- ・ 広告物の掲出者又は管理者は、広告物の補修等の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持するように努めなければなりません。

除却義務

- ・ 許可期間が満了したとき、若しくは許可を取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。

3 違反広告物に対する措置

措置命令

- ・ 違反広告物については、除却等の措置が命令されます。

簡易除却

- ・ はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、簡易の除却措置が認められています。

4 罰則

- ・ 屋外広告物条例に違反した場合には、懲役又は罰金に処せられることがあるほか、過料を徴収されることがあります。

罰則が適用される場合

- ・ 禁止地域や禁止物件に広告物を掲出したとき
- ・ 広告物を掲出・変更するときに、許可を受けなかった場合
- ・ 広告物を除却しなければならないときに、除却しなかった場合
- ・ 措置命令に従わなかったとき
- ・ 登録をしないで屋外広告業を営んだとき など

別表 1 (重要文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域)

(平成23年4月1日現在)

| 指 定 建 造 物 名 | 所 在 地 | 指 定 す る 区 域 |
|---|----------|------------------------------------|
| 新長谷寺本堂、三重塔、 客殿、釈迦堂、阿弥陀堂、 鎮守堂、大師堂及び薬師堂 | 関市長谷寺町 | 指定建造物の周囲から50m以内の地域で 境内地となっている区域 |
| 武並神社本殿 | 恵那市大井町 | 指定建造物の周囲から50m以内の区域 |
| 旧太田脇本陣林家住宅 | 美濃加茂市太田町 | 同 上 |
| 白山神社拝殿 | 山県市東深瀬 | 同 上 |
| 薬師堂 | 飛騨市神岡町 | 同 上 |
| 桑原家住宅 | 大垣市上石津町 | 同 上 |
| 南宮神社々殿 | 不破郡垂井町 | 南宮神社境内地の全域 |
| 真禅院本地堂及び三重塔 | 同 上 | 真禅院境内地の全域 |
| 日吉神社三重塔 | 安八郡神戸町 | 指定建造物の周囲から50m以内の地域で 境内地となっている区域 |
| 牧村家住宅 | 揖斐郡大野町 | 指定建造物の周囲から50m以内の区域 |
| 円鏡寺楼門 | 本巣郡北方町 | 指定建造物の周囲から50m以内の地域で 境内地となっている区域 |
| 日竜峰寺多宝塔 | 関市 | 指定建造物の周囲から50m以内の区域 |
| 明鏡寺観音堂 | 加茂郡八百津町 | 明鏡寺境内地の全域 |
| 旧八百津発電所施設 | 同 上 | 指定建造物の周囲から50m以内の区域 |
| 旧遠山家住宅 | 大野郡白川村 | 同 上 |

別表 2 (重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域)

(平成23年4月1日現在)

| 指 定 建 造 物 名 | 所 在 地 | 指 定 す る 区 域 |
|-------------|-------|--------------------|
| 真桑の人形舞台 | 本巣市本郷 | 指定建造物の周囲から50m以内の区域 |

別表3（史跡、名勝、天然記念物又は特別史跡・名勝・天然記念物に指定された地域）

（平成23年4月1日現在）

| 名 称 | 所 在 地 | 種 類 |
|------------------|---|----------|
| 美濃国分寺跡 | 大垣市青野町八反田、丸山 | 史跡 |
| 昼飯大塚古墳 | 大垣市昼飯町字大塚175外23筆 | 史跡 |
| 弥勒寺跡附丸山古窯跡 | 関市池尻、美濃市大矢田261-8 | 史跡 |
| 苗木城跡 | 中津川市苗木字櫓下2799-3 | 史跡 |
| 坂本のハナノキ自生地 | 中津川市千旦林1386-2 | 天然記念物 |
| 加子母のスギ | 中津川市加子母池ノ森 | 天然記念物 |
| 垂洞のシダレモミ | 中津川市付知町垂洞6545-1-41 | 天然記念物 |
| 鬼岩 | 瑞浪市日吉町長作洞9499-2、4、6、14、16 可児郡御嵩町次月3421-4 | 名勝、天然記念物 |
| 釜戸ハナノキ自生地 | 瑞浪市釜戸神徳西山1 | 天然記念物 |
| ヒトツバタゴ自生地 | 瑞浪市釜戸町森前823、釜戸町百田半原沢 恵那市笠置町姫栗 中津川市蛭川4129-53 | 天然記念物 |
| 傘岩 | 恵那市大井町奥戸2696-5 | 天然記念物 |
| 正家廃寺跡 | 恵那市長島町正家寺平32-5他15筆 | 史跡 |
| 富田ハナノキ自生地 | 恵那市岩村町富田大洞1544 | 天然記念物 |
| 乙塚古墳附段尻巻古墳 | 土岐市泉町久尻1167、1332 | 史跡 |
| 元屋敷陶器窯跡 | 土岐市泉町久尻1245-1 | 史跡 |
| 美濃の壺石 | 土岐市土岐津町土岐口西山1299-1、1229-23 | 天然記念物 |
| 白山神社のけしき及びヒトツバタゴ | 土岐市泉中窯町1-3 | 天然記念物 |
| 木曾川 | 可児市、加茂郡坂祝町 | 名勝 |
| 長塚古墳 | 可児市中恵土野中1990-1、2、3、18-4、23-3、25、26-2 | 史跡 |
| 久々利のウライツツ自生地 | 可児市久々利2-2、3 | 天然記念物 |
| 江馬氏城館跡 | 飛騨市神岡町殿、牧、寺林、西、麻生野、石神 | 史跡 |
| 横山楡原衝上断層 | 飛騨市神岡町横山 | 天然記念物 |
| 根尾谷断層 | 本巣市根尾水鳥 | 特別天然記念物 |
| 根尾谷の菊花石 | 本巣市根尾松田初鹿谷48-9、10 | 特別天然記念物 |
| 根尾谷淡墨ザクラ | 本巣市根尾板所上段995 | 天然記念物 |
| 東氏館跡庭園 | 郡上市大和町牧字志の脇 | 名勝 |
| 石徹白のスギ | 郡上市白鳥町石徹白160、河外山2 | 特別天然記念物 |
| 粥川ウナギ生息地 | 郡上市美並町粥川 | 天然記念物 |
| 神ノ御杖スギ | 郡上市美並町杉原 | 天然記念物 |
| オオサンショウウオ生息地 | 郡上市八幡町洲河、大和町小間見（小間見川）、和良町 | 天然記念物 |
| 油島千本松締切堤 | 海津市海津町油島 | 史跡 |
| 一之瀬のハシカガ群落 | 大垣市上石津町一之瀬奥山2284-1 | 天然記念物 |
| 垂井一里塚 | 不破郡垂井町日守121-1 | 史跡 |
| 関ヶ原古戦場 | 不破郡関ヶ原町関ヶ原、野上、藤下 | 史跡 |
| 野古墳群 | 揖斐郡大野町野 | 史跡 |
| 揖斐二度ザクラ | 揖斐郡同 町南方176 | 天然記念物 |
| 霞間ヶ溪（サクラ） | 揖斐郡池田町藤代、鎌ヶ谷1048他 | 名勝、天然記念物 |
| 神淵神社の大スギ | 加茂郡七宗町神淵4168-1 | 天然記念物 |
| 飛水峡の甌穴群 | 加茂郡同 町上麻生洞野清水平細尾谷上山川平地先 | 天然記念物 |
| 大山の大スギ | 加茂郡白川町大山1096 | 天然記念物 |
| 越原ハナノキ自生地 | 加茂郡東白川村越原松尾1907-2 | 天然記念物 |

別表4（自然環境保全地域）

（平成23年4月1日現在）

| 地域名 | 所在地 |
|---------|---------|
| 御前岳 | 飛騨市 |
| 関ホタルの川 | 関市 |
| 内啣洞 | 関市板取 |
| 椈の湖畔 | 中津川市 |
| 万波 | 飛騨市 |
| 北の俣・水の平 | 飛騨市 |
| 能郷白山 | 本巣市 |
| 岩の子 | 本巣市 |
| 朝日添川 | 郡上市 |
| 小川 | 郡上市 |
| 時山 | 大垣市上石津町 |
| 烏帽子岳 | 大垣市上石津町 |
| 荻町 | 大野郡白川村 |

別表5（緑地環境保全地域）

（平成23年4月1日現在）

| 地域名 | 所在地 |
|--------|---------|
| 馬籠 | 中津川市馬籠 |
| 天瀑山 | 恵那市岩村町 |
| 大船神社 | 恵那市上矢作町 |
| 西漆山 | 飛騨市 |
| 大山白山神社 | 加茂郡白川町 |
| 南山丘陵 | 可児郡御嵩町 |
| 飯島 | 大野郡白川村 |

別表6（良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして知事が指定する地域又は場所）

（平成23年4月1日現在）

| 路線名 | 禁 止 区 間 | | 禁 止 区 域 |
|------------|------------------------|------------------------|----------------|
| | 始 点 | 終 点 | |
| 関市道8-12号線 | 関市下有知地内の関市道1-63号線との交点 | 関市下有知地内の関市農道8028号線との交点 | 左記区間の路線に囲まれる区域 |
| 関市道1-63号線 | 関市下有知地内の関市道8-12号線との交点 | 関市下有知地内の関市道1-76号線との交点 | |
| 関市道1-76号線 | 関市下有知地内の関市道1-63号線との交点 | 関市下有知地内の関市道1-41号線との交点 | |
| 関市道1-41号線 | 関市下有知地内の関市道1-76号線との交点 | 関市下有知地内の関市農道8029号線との交点 | |
| 関市農道8029号線 | 関市下有知地内の関市道1-41号線との交点 | 関市下有知地内の関市農道8028号線との交点 | |
| 関市農道8028号線 | 関市下有知地内の関市農道8029号線との交点 | 関市下有知地内の関市道8-12号線との交点 | |

別表7

1 道路

岐阜市域内、高山市域内、多治見市域、美濃市域内、各務原市域内及び下呂市域内は、下記の区域から除外する。

(平成23年4月1日現在)

| 番号 | 路線名 | 禁止地域等 | | | | 許可地域等 | | | |
|----|------------------|------------------------------|---------------------|--|-----------------------|------------------------------|---|--|--|
| | | 禁止区間 (条例第5条第9号の区間) | | 禁止区域 (第5条第10号の区域) | 許可区間 (第7条第5号の区間) | | 許可区域 (第7条第6号の区域) | | |
| | | 始点 | 終点 | | 始点 | 終点 | | | |
| 1 | 高速自動車国道及び自動車専用道路 | | | 県内の全区間の路線の両側500メートル未満の区域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域を除く。 | | | 県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域。ただし、禁止地域等の区域を除く。 | | |
| 2 | 一般国道19号 | 多治見市・土岐市境 | 土岐市地内の土岐大橋 | 左記区間の路線の長野県に向かつて左側長野県境までの区域及び右側100メートル以内の区域 | 土岐市地内の土岐大橋 | 瑞浪市地内の県道瑞浪大野瀬線との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 | | |
| | | 瑞浪市地内の県道瑞浪大野瀬線との交点 | 恵那市地内の田違橋 | | 恵那市地内の田違橋 | 恵那市地内の明知鉄道明知線との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 | | |
| | | 恵那市地内の明知鉄道明知線との交点 | 中津川市地内の小石塚橋 | | 中津川市地内の小石塚橋 | 中津川市地内の落合大橋 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 | | |
| | | 中津川市地内の落合大橋 | 中津川市落合・同市山口径 | | | | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 | | |
| | | 中津川市地内の井戸沢橋 | 長野県境 | | | | | | |
| 3 | 一般国道21号 | 土岐市地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点 | 可児郡御嵩町地内の栢森横断歩道橋 | 可児市地内の東海旅客鉄道太多線との交点 | 土岐市泉寺田町地内の一般国道19号との交点 | 土岐市地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 | | |
| | | 可児郡御嵩町地内の県道多治見白川線との交点 | 可児市地内の東海旅客鉄道太多線との交点 | | 可児郡御嵩町地内の栢森横断歩道橋 | 可児郡御嵩町地内の県道多治見白川線との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 | | |
| | | | | | 可児市地内の東海旅客鉄道太多線との交点 | 美濃加茂市地内の深田橋 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 | | |

| 番号 | 路線名 | 禁止地域等 | | 許可地域等 | | | |
|----|----------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|---|
| | | 禁止区間 (条例第5条第9号の区間) | | 禁止区域 (第5条第10号の区域) | 許可区間 (第7条第5号の区間) | | 許可区域 (第7条第6号の区域) |
| | | 始点 | 終点 | | 始点 | 終点 | |
| | | 美濃加茂市地内の深田橋 | 各務原市・加茂郡坂祝町境 | | 羽島郡岐南町三宅地内の岐阜市・羽島郡岐南町境 | 羽島郡岐南町徳田西地内の岐阜市・羽島郡岐南町境 | 美濃加茂市地内の深田橋から岐阜市・各務原市境までの区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| | | 不破郡関ヶ原町地内の関ヶ原橋 | 滋賀県境 | | 岐阜市・瑞穂市境 | 不破郡関ヶ原町地内の関ヶ原橋 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 4 | 一般国道22号 | 愛知県境 | 羽島郡岐南町八剣地内の一般国道21号との交点 | | | | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 5 | 一般国道41号 | 愛知県境 | 美濃加茂市地内の中濃大橋 | | 美濃加茂市地内の中濃大橋 | 美濃加茂市地内の県道野上古井線との交点 | 県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| | | 美濃加茂市地内の県道野上古井線との交点 | 加茂郡白川町・下呂市境 | | | | |
| | | 高山市・飛騨市境 | 富山県境 | | | | |
| 6 | 一般国道156号 | 美濃市・郡上市境 | 郡上市大和町地内の神路橋 | | 郡上市大和町地内の神路橋 | 郡上市白鳥町地内の郡上市立北濃小学校前 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| | | 郡上市白鳥町地内の郡上市立北濃小学校前 | 郡上市高鷲町地内の県道鮎立恩地線との交点 | | 郡上市高鷲町地内の県道鮎立恩地線との交点 | 郡上市・高山市境 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| | | 高山市・白川村境 | 富山県境 | 左記区間の路線の両側500メートル未満の区域 | | | 左記区間の路線の両側500メートル以上1,000メートル以内の区域 |
| 7 | 一般国道157号 | | | | 本巣市地内の県道北方多度線との交点 | 福井県境 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |

| 番号 | 路線名 | 禁止地域等 | | 許可地域等 | | | |
|----|--------------|--|---------------------------------------|--|--|------------------------------------|--|
| | | 禁止区間 (条例第5条第9号の区間) | | 禁止区域 (第5条第10号の区域) | 許可区間 (第7条第5号の区間) | | 許可区域 (第7条第6号の区域) |
| | | 始点 | 終点 | | 始点 | 終点 | |
| 8 | 一般国道 158号 | 福井県境 | 郡上市白鳥町 向小駄良地内 の一般国道15 6号との交点 | | | | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 9 | 一般国道 248号 | 多治見市・可 児市境 | 可児市下恵土 地内の県道土 岐可児線との 交点 | | | | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| | | | | 可児市下恵土 地内の県道土 岐可児線との 交点 | 関市地内の県 立関高等学校 前 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 | |
| 10 | 一般国道 256号 | | | | 岐阜市・山県 市境 | 山県市椎倉・ 同市岩佐境 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| | | | | 関市板取地内 の下白谷橋 | 関市板取地内 の県道白鳥板 取線との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 | |
| | | 中津川市加子 母字桜ノ木地 内の一般国道 257号との交点 | 中津川市下野 地内の一般国 道257号と交 点 | | 郡上市八幡町 城南町地内の 一般国道156 号との交点 | 郡上市八幡町 旭地内の一般 国道472号と の交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| | | | | 中津川市加子 母字桜ノ木地 内の一般国道 257号との交点 | 中津川市下野 地内の一般国 道257号と交 点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 | |
| 11 | 一般国道 257号 | 愛知県境 | 恵那市長島町 大字正家地内 の一般国道19 号との交点 | | 中津川市大字 中津川地内の 東海旅客鉄道 中央本線との 交点 | 中津川市地内 の福岡地下道 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| | | 中津川市地内 の福岡地下道 | 中津川市・下 呂市境 | | | | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 12 | 一般国道 258号 | | | | 大垣市地内の 高速自動車国 道中央自動車 道西宮線の立 体交差点 | 三重県境 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 13 | 一般国道 303号 | | | | 本巣市地内の 県道北方多度 線との交点 | 滋賀県境 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 14 | 一般国道 360号 | 大野郡白川村 ・飛騨市境 | 大野郡白川村 荻町地内の一 般国道156号 との交点 | 左記区間の路線の両側500 メートル未満の区域 | 富山県境 | 大野郡白川村 ・飛騨市境 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| | | | | | | | 左記区間の路線の両側500 メートル以上1,000メー トル以内の区域。 |

| 番号 | 路線名 | 禁止地域等 | | 許可地域等 | | | |
|----|--------------|-----------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------------------|--------------------------|---|
| | | 禁止区間 (条例第5条第9号の区間) | | 禁止区域 (第5条第10号の区域) | 許可区間 (第7条第5号の区間) | | 許可区域 (第7条第6号の区域) |
| | | 始点 | 終点 | | 始点 | 終点 | |
| 15 | 一般国道 363号 | | | | 愛知県境 | 中津川市地内の一般国道19号との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 16 | 一般国道 365号 | 滋賀県境 | 不破郡関ヶ原町地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点 | | 不破郡関ヶ原町地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点 | 三重県境 | 県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 17 | 一般国道 417号 | | | | 大垣市地内の一般国道21号との交点 | 揖斐郡揖斐川町地内の一般国道303号との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 18 | 一般国道 418号 | | | | 関市平和通地内の一般国道248号との交点 | 関市旭ヶ丘地内の県道関金山線との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 19 | 一般国道 472号 | | | | 高山市・郡上市境 | 郡上市八幡町旭地内の一般国道256号との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 20 | 県道 岐阜南濃線 | | | | 岐阜市・羽島市境 | 羽島市竹鼻町地内の県道大垣一宮線との交点 | 岐阜市南鷲・同市柳津町境から岐阜市・羽島市境までの区間の路線の両側千メートル以内の区域 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| | | | | | 羽島市地内の新幹線鉄道の立体交差点 | 羽島市地内の南濃大橋 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| | | | | | 海津市海津町大字高須地内の県道津島海津線との交点 | 海津市海津町大字馬目地内の県道津島南濃線との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 22 | 県道 大垣一宮線 | | | | 大垣市地内の小泉橋 | 羽島市福寿町地内の県道岐阜南濃線との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| | | | | | 羽島市竹鼻町地内の県道岐阜南濃線との交点 | 愛知県境 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |

| 番号 | 路線名 | 禁止地域等 | | | 許可地域等 | | |
|----|-------------------|--|-----------------------------------|----------------------------|--|---------------------------------------|--------------------------------|
| | | 禁止区間 (条例第5条第9号の区間) | | 禁止区域 (第5条第10号の区域) | 許可区間 (第7条第5号の区間) | | 許可区域 (第7条第6号の区域) |
| | | 始点 | 終点 | | 始点 | 終点 | |
| 23 | 県道 中津川南木曾線 | 中津川市大字 落合地内の一般国道19号との 交点 中津川市神坂 ・同市馬籠境 | 中津川市神坂 ・同市馬籠境 長野県境 | 左記区間の路線の両側500 メートル以内の区域 | | | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 24 | 県道 津島南濃線 | | | | 海津市海津町 大字馬目地内の 県道岐阜南 濃線との交点 | 海津市南濃町 大字駒野地内 の一般国道25 8号との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 25 | 県道 山東本巣線 | | | | 揖斐郡揖斐川 町地内の万代 橋 | 県道揖斐川谷 汲山線との交 点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 26 | 県道 高鷲インター 線 | 郡上市高鷲町 地内の起点 | 郡上市高鷲町 地内の一般国 道156号との 交点 | 左記区間の路線の両側500 メートル未満の区域 | | | |
| 27 | 県道 白鳥板取線 | | | | 関市板取地内 の一般国道 256号との交 点 | 関市・郡上市 境 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 28 | 県道 南濃関ヶ原 線 | | | | 海津市南濃町 大字奥條地内 の一般国道25 8号との交点 | 大垣市上石津 町牧田地内の 一般国道365 号との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 29 | 県道 関金山線 | | | | 関市旭ヶ丘地 内の一般国道 418号との交 点 | 加茂郡七宗町 ・下呂市境 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 30 | 県道 白鳥明宝線 | | | | 郡上市白鳥町 恩地地内の郡 上市道那留恩 地線との交点 | 郡上市白鳥町 恩地地内の県 道鮎立恩地線 との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 31 | 県道 多治見白川 線 | | | | 可児市久々利 地内の県道土 岐可児線との 交点 | 可児市瀬田地 内の花フェス タ記念公園東 入口 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 32 | 県道 土岐可児線 | | | | 土岐市泉町地 内の一般国道 19号との交点 | 可児市広見地 内の県道可児 金山線との交 点 | 県内の全区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 33 | 県道 古川清見線 | 飛騨市古川町 地内の一般国 道41号との交 点 | 飛騨市・高山 市境 | 上記区間の路線の両側500 メートル未満の区域 | | | |
| 34 | 県道 津島海津線 | | | | 海津市海津町 大字札野地内 の県道木曾三 川公園線との 交点 | 海津市海津町 大字高須地内 の県道岐阜南 濃線との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 35 | 県道 稲山津島線 | | | | 海津市海津町 大字森下地内 の県道北方多 度線との交点 | 海津市海津町 大字札野地内 の県道津島海 津線との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |

| 番号 | 路線名 | 禁止地域等 | | 許可地域等 | | | |
|----|--------------------|---------------------------|--------------------------------------|----------------------------|---|---------------------------------------|---|
| | | 禁止区間 (条例第5条第9号の区間) | | 禁止区域 (第5条第10号の区域) | 許可区間 (第7条第5号の区間) | | 許可区域 (第7条第6号の区域) |
| | | 始点 | 終点 | | 始点 | 終点 | |
| 36 | 県道 岐阜羽島線 | | | | 羽島市足近町 地内の県道岐 阜南濃線との 交点 | 羽島市地内の 県道大垣一宮 線との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 37 | 県道 鶉羽島線 | 岐阜市・羽島 市境 | 羽島市小熊町 大字天王字堤 内805の12番 地先 | | | | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 38 | 県道 岐阜羽島停 車場線 | | | | 羽島市福寿町 地内の東海旅 客鉄道新幹線 との交点 | 羽島市福寿町 地内の県道大 垣一宮線との 交点 | 県内の全区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 39 | 県道 木曾三川公 園線 | | | | 海津市海津町 大字石亀地内 の海津市道海 津1-1656号 線との交点 | 海津市海津町 大字札野地内 の県道津島海 津線との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 40 | 県道 大垣養老公 園線 | | | | 大垣市地内の 新幹線鉄道の 立体交差点 | 養老郡養老町 地内の終点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 41 | 県道 関記念公園 線 | 関市地内の一 般国道248号 との交点 | 関市地内の終 点 | | | | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 42 | 県道 鮎立恩地線 | | | | 郡上市白鳥町 恩地地内の県 道白鳥明宝線 との交点 | 郡上市高鷺町 鮎立地内の郡 上市道やまび こ線との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 43 | 県道 剣大間見白 鳥線 | | | | 郡上市大和町 剣地内の一般 国道156号と の交点 | 郡上市白鳥町 那留地内の郡 上市道那留恩 地線との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 44 | 県道 寒水徳永線 | | | | 郡上市大和町 徳永地内の一 般国道156号 との交点 | 郡上市大和町 牧地内の郡上 市道栗巣線と の交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 45 | 県道 ひるがの高 原線 | | | | 郡上市高鷺町 鷺見地内の郡 上市道やまび こ線との交点 | 郡上市高鷺町 ひるがの地内 の一般国道15 6号との交点 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 46 | 県道 恵那峡公園 線 | 恵那市地内の 奉行橋 | 恵那市地内の 県道恵那白川 線との交点 | | | | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |
| 47 | 県道 白山公園線 | 大野郡白川村 平瀬地獄谷地 内の起点 | 大野郡白川村 御母衣地内の 一般国道156 号との交点 | 左記区間の路線の両側500 メートル未満の区域 | | | 左記区間の路線の両側500 メートル以上1,000メー トル以内の区域 |
| 48 | 県道 打保神岡停 車場線 | 飛騨市神岡町 打保地内の起 点 | 飛騨市神岡町 伊西地内の伊 西トンネル入 口 | 左記区間の路線の両側30 メートル未満の区域 | | | 左記区間の路線の両側30メ ートル以上1,000メー トル以内の区域 |
| 49 | 県道 岐阜関ヶ原 線 | | | | 本巣郡北方町 ・本巣市境 | 本巣市・揖斐 郡大野町境 | 左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の区域 |

| 番号 | 路線名 | 禁止地域等 | | 許可地域等 | | | |
|----|--------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| | | 禁止区間 (条例第5条第9号の区間) | | 禁止区域 (第5条第10号の区域) | 許可区間 (第7条第5号の区間) | | 許可区域 (第7条第6号の区域) |
| | | 始点 | 終点 | | 始点 | 終点 | |
| 50 | 関市道 6-318号線 | 関市小瀬地内の一般国道156号との交点 | 岐阜市・関市境 | 左記区間の路線の両側30メートル未満の区域 | | | |
| 51 | 関市道 幹1-3号線 | 関市塔ノ洞地内の起点 | 関市志津野地内の県道富加美濃線との交点 | 左記区間の路線の両側30メートル未満の区域 | | | |
| 52 | 関市道 幹1-34号線 | 関市西本郷通地内の関市道幹1-49号線との交点 | 関市下有知地内の県道富加美濃線との交点 | 上記区間の路線の両側30メートル未満の区域 | | | |
| 53 | 中津川市道 山口1-2号線 | 中津川市地内の中津川市道山口4号線との交点 | 中津川市地内の県道中津川南木曾線との交点 | 左記区間の路線の両側100メートル以内の区域 | | | |
| 54 | 中津川市道 山口1-3号線 | 中津川市道山口1-2号線 | 中津川市地内の中津川市道山口4号線との交点 | 左記区間の路線の両側100メートル以内の区域 | | | |
| 55 | 中津川市道 山口1-4号線 | 中津川市地内の中津川市道102号線との交点 | 中津川市地内の県道中津川南木曾線との交点 | 左記区間の路線の両側200メートル以内の区域 | | | |
| 56 | 郡上市道 那留恩地線 | | | | 郡上市白鳥町那留地内の県道剣大間見白鳥線との交点 | 郡上市白鳥町恩地地内の県道白鳥明宝線との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 57 | 郡上市道 やまびこ線 | | | | 郡上市高鷲町鮎立地内の県道鮎立恩地線との交点 | 郡上市高鷲町鷲見地内の県道ひるがの高原線との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 58 | 郡上市道 長野線 | 郡上市高鷲町地内の起点 | 郡上市高鷲町地内の郡上市道やまびこ線との交点 | 左記区間の路線の両側500メートル未満の区域 | | | |
| 59 | 海津市道 海津1-1656号線 | | | | 海津市海津町大字森下地内の県道北方多度線との交点 | 海津市海津町大字石亀地内の県道木曾三川公園線との交点 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 60 | 白山スーパー林道 | 大野郡白川村鳩谷地内の起点 | 石川県境 | 左記区間の路線の両側500メートル未満の区域 | | | 左記区間の路線の両側500メートル以上1,000メートル以内の区域 |
| 61 | 大規模林道 高山・大山線 | 高山市・飛騨市境 | 飛騨市神岡町打保宮ノ外543番地の21地先 | 左記区間の路線の両側30メートル未満の区域 | | | 左記区間の路線の両側30メートル以上1,000メートル以内の区域 |

2 鉄 道 等 岐阜市域内、高山市域内、多治見市域内、美濃市域内、各務原市域内及び下呂市域内は、下記の区域から除外する。
(平成23年4月1日現在)

| 番号 | 路線名 | 禁 止 地 域 等 | | 許 可 地 域 等 | | | |
|----|-----------------|--------------------------------------|-----------------------------|--|---|----------------------------------|--|
| | | 禁 止 区 間 (条例第5条第9号の区間) | | 禁 止 区 域 (第5条第10号の区域) | 許 可 区 間 (第7条第5号の区間) | | 許 可 区 域 (第7条第6号の区域) |
| | | 始 点 | 終 点 | | 始 点 | 終 点 | |
| 1 | 新幹線鉄道 | | | 県内の全区間の路線の両側500メートル未満の区域。 ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域を除く。 | | | 県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域。 ただし、禁止地域等の区域を除く。 |
| 2 | 東海旅客鉄道 東海道本線 | 滋賀県境 岐阜市・羽島 郡岐南町境 | 瑞穂市・岐阜 市境 愛知県境 | | | | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 3 | 東海旅客鉄道 高山本線 | 各務原市・加 茂郡坂祝町境 高山市・飛騨 市境 | 加茂郡白川町 ・下呂市境 富山県境 | | | | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 4 | 東海旅客鉄道 中央本線 | 多治見市・土 岐市境 | 長野県境 | | | | 県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 5 | 東海旅客鉄道 太多線 | | | | 多治見市・可 児市境 | 美濃加茂市地 内の美濃太田 駅 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 6 | 樽見鉄道 樽見線 | | | | 大垣市地内の 大垣駅 | 本巣市地内の 神海駅 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 7 | 長良川鉄道 越美南線 | | | | 美濃加茂市地 内の美濃太田 駅 美濃市・郡上 市境 | 関市・美濃市 境 郡上市地内の 北濃駅 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 8 | 明知鉄道 明知線 | | | | 恵那市地内の 恵那駅 | 恵那市明智町 地内の明知駅 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 9 | 名古屋鉄道 名古屋本線 | 岐阜市・羽島 郡岐南町境 | 愛知県境 | | | | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 10 | 名古屋鉄道 竹鼻線 | | | | 羽島郡笠松町 地内の笠松駅 | 羽島市地内の 江吉良駅 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 11 | 名古屋鉄道 羽島線 | | | | 羽島市地内の 江吉良駅 | 羽島市地内の 新羽島駅 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 12 | 名古屋鉄道 広見線 | | | | 可児郡御嵩町 地内の御嵩駅 | 愛知県境 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |
| 13 | 養老鉄道 養老線 | | | | 揖斐郡揖斐川 町地内の揖斐 駅 | 三重県境 | 左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域 |

年 月 日

様

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)
(屋外広告業登録番号第 号)

| | | |
|------|-----|-----|
| 連絡方法 | 電話 | < > |
| | 担当者 | |

屋外広告物許可申請書

次のとおり岐阜県屋外広告物条例 { 第 7 条
第 8 条第 4 項 } の規定により申請します。
第 8 条第 5 項

| | | | | | |
|---------------------------------------|---------------|----------------|-----------------------------|---------|----------|
| 管理者 | 住所 | | 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名) | 電話番号 | < > - |
| 工事施行者 | 住所 | | 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名) | 電話番号 | < > - |
| 刷込みを行う印刷所 | 住所 | | 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名) | 電話番号 | < > - |
| 広告物等 | 種類 | 表示の目的及び用途 | | 数量 | |
| 表示(設置)場所 | 民地 公の用地 | | | | |
| 表示面積等 | 表示面積 | m ² | 縦 | m | 横 |
| | | | | m | 面数 |
| | 面 | 高さ | m | | |
| 電飾設備 | 有無 | 自家広告 | 有無 | 広告物等の構造 | 建築物の構造 |
| 表示(設置)期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| 工事着手予定日 | 年 月 日 | | 工事完了予定日 | 年 月 日 | |
| 手数料金額欄 | | | | | |
| 第 号 | | | | | |
| 上記の申請を許可します。 ただし、別紙の条件を守らなければならない。 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 印 | | | | | |

- 備考
- 1 申請書は正副 2 通提出すること。
 - 2 屋外広告業登録番号は、屋外広告業者以外は記載を要しない。
 - 3 管理者は、原則的に岐阜県内に住所を有する者であること。
 - 4 「刷込みを行う印刷所」欄は、許可の証印の印影の刷込みを希望する者以外は記載を要しない。
 - 5 「広告物等の構造」欄及び「建築物の構造」欄は、主たる構造を記載すること。

年 月 日

様

申請者 住所
氏名

屋外広告物許可期間更新申請書

次のとおり屋外広告物許可期間更新申請をします。

| | | | |
|--|--------------------|----------|--------------------|
| 管理者の住所 | | 氏名 | |
| 表示又は設置の場所 | | 種類 | |
| | | 数量 | |
| 広告物等の構造 | | 建築物の構造 | |
| 現在受けている許可の年月日及び番号 | 年 月 日 | | 第 号 |
| 現在受けている許可期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 許可更新申請期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 手数料金額欄 | | | |
| 第 号 | | | |
| 上記の申請を許可します。 ただし、別紙の条件を守らなければならない。 年 月 日 | | | |
| 印 | | | |

備考

- 1 申請書は正副2通提出すること。
- 2 「広告物等の構造」欄及び「建築物の構造」欄は、主たる構造を記載すること。

年 月 日

様

申請者 住所
氏名

屋外広告物変更許可申請書

次のとおり屋外広告物変更許可申請をします。

| | | | |
|---|-------|------|---------|
| 管理者の住所 | | 氏名 | |
| 表示又は設置の場所 | | 種類 | |
| | | 数量 | |
| 許可年月日 | 年 月 日 | 許可期間 | 年 月 日から |
| 許可番号 | 第 号 | | 年 月 日まで |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | |
| 変更の理由 | | | |
| 手数料金額欄 | | | |
| <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>上記の申請を許可します。 ただし、別紙の条件を守らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p> | | | |

備考

- 1 申請書は正副2通提出すること。
- 2 添付書類
屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類

年 月 日

様

通知者 住 所

名称及び代表者氏名

| | | | | |
|----|-------|--|-----|--|
| 連絡 | 担当部課名 | | 担当者 | |
| 方法 | 電話番号 | | | |

屋 外 広 告 物 通 知 書

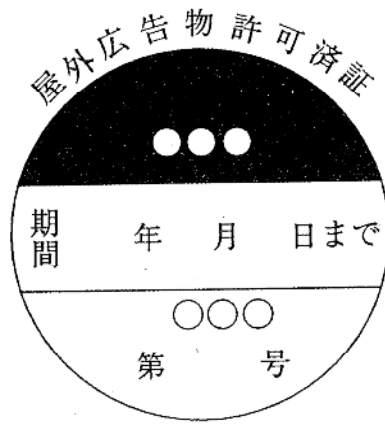
次のとおり岐阜県屋外広告物条例第8条第8項の規定により通知します。

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|------------------------------|----------------|---|---------------|-------|-------------|----|----|----|---|--|
| 管 理 者 | 住所 氏名 屋外広告業登録番号 号 電話番号 | | | | | | | | | | |
| 工事施行者 | 住所 氏名 屋外広告業登録番号 号 電話番号 | | | | | | | | | | |
| 工事着手 予 定 日 | 年 月 日 | | | 工事完了 予 定 日 | 年 月 日 | | | | | | |
| 種 類 | | | | | | | | 数量 | | | |
| 表示面積等 | 表示 面積 | m ² | 縦 | m | 横 | m | 面数 | 面 | 高さ | m | |
| 電 飾 設 備 | 有・無 | 広告物の 構 造 | | | | 建築物の 構 造 | | | | | |
| 表示(設置) 場 所 | | | | | | | | | | | |
| 表示(設置) 期 間 | 年 月 日 ~ | | | | | 年 月 日 | | | | | |

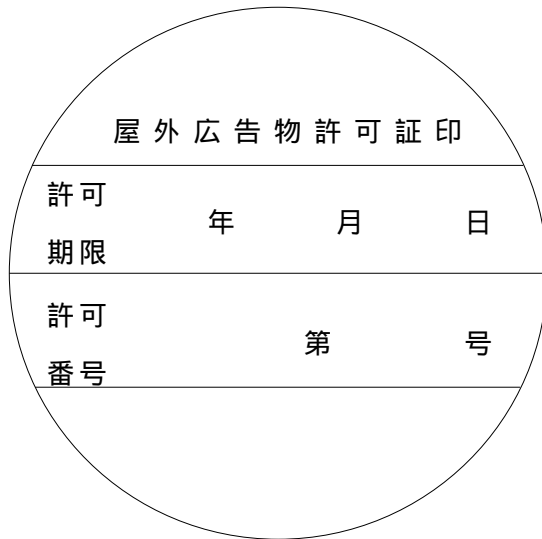
- 備考 1 屋外広告業登録番号は、屋外広告業者以外は記載を要しないものであること。
 2 管理者は、原則的に岐阜県内に住所を有する者であること。
 3 「広告物の構造」欄及び「建築物の構造」欄は、主たる構造を記載すること。

第5号様式（第7条関係）

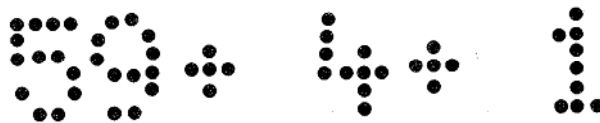
許可の証票



許可の証印



許可の打刻印



第 6 号様式（第 8 条関係）

| |
|--|
| <p>これは</p> <p>違反広告物です</p> <p>年 月 日</p> <p>この屋外広告物は岐阜県屋外広告物条例に違反しています。</p> <p>連絡先</p> |
|--|

外枠は、赤色とする。

第7号様式（第11条関係）

| | |
|--|--------|
| <p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">様</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">返還を受けた者</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 10px 0;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 10px 0;">氏 名</p> <p style="margin-top: 30px;">下記のとおり広告物等（又は現金）の返還を受けました。なお、今後は、屋外広告物関係法令を厳正に遵守します。</p> | |
| 返還を受けた日 | |
| 返還を受けた場所 | |
| 返還を受けた | （整理番号） |
| 広告物等 | 名称又は種類 |
| | 数量 |
| （返還を受けた金額） | |

年 月 日

様

申請者 住 所
氏 名

屋外広告物申請者（管理者）変更届

次のとおり屋外広告物申請者（管理者）の住所（氏名）の変更を届けます。

| | | | |
|------------|-------|----------------|--------------------|
| 変更前の申請者の住所 | | 氏 名 | |
| 変更後の申請者の住所 | | 氏 名 | |
| 変更前の管理者の住所 | | 氏 名 | |
| 変更後の管理者の住所 | | 氏 名 | |
| 許 可 年 月 日 | 年 月 日 | 許可期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 許 可 番 号 | 第 号 | 変 更 日 年 月 日 | 年 月 日 |
| 表示又は設置の場所 | | 種 類 | |
| | | 数 量 | |
| 変 更 の 理 由 | | | |

年 月 日

様

申請者 住所
氏名

屋外広告物改修 移転 届
除却

次のとおり屋外広告物改修 移転 除却 を届けます。

| | | | |
|-----------------------|--|------------------|--------------------|
| 管理者の住所 | | 氏名 | |
| 表示又は設置の場所 | | 種類 | |
| | | 数量 | |
| 許可年月日 | 年 月 日 | 許可期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 許可番号 | 第 号 | 改修（移転、 除却）年月日 | 年 月 日 |
| 改修 移転 除却 の理由 | 1 期間満了によるもの 2 命令によるもの 3 許可を取り消されたもの 4 設置者の都合によるもの 5 汚染、変色、老朽又は破損によるもの 6 その他の理由によるもの | | |

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、岐阜県屋外広告物条例第29条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

| | | | | |
|--|-------------------|---------------|---------------|------|
| 登録の種類 | 新規 更新 | 登録番号 | 岐阜県屋外広告業登録第 号 | |
| | | 登録年月日 | 年 | 月 日 |
| フリガナ 氏名 及び生年月日 〔 法人にあつては名 称並びに代表者の 氏名及び生年月日 〕 | 生年月日 年 月 日 | | | |
| | 法人・個人の別 1 法人 2 個人 | | | |
| 住 所 | 郵便番号 (-) | | | |
| | 電話番号 () - | | | |
| 1 岐阜県の区域 内において営業 を行う営業所の 名称及び所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地（郵便番号） | | 電話番号 |
| | | | | |

(第二面)

| | | | |
|---|-------------------|---|-------------|
| 2 業務主任者の 氏名及び所属す る営業所の名称 | 所属営業所名 | 氏 名 | 摘 要 |
| | | | |
| 3 法人である場 合の役員（業務 を執行する社員、 取締役、執行役 又はこれらに準ず る者）の職氏名 | 職 | | フリガナ 氏 名 |
| | | | |
| 4 未成年者であ る場合の法定代 理人の氏名及び 住所 | フリガナ 氏 名 | 生年月日 年 月 日 | |
| | 住 所 | 郵便番号 (-) 電話番号 () - | |
| 5 他の地方公共 団体における登 録番号 | 登録を受けた地方公共 団体名 | 登録年月日 | 登録番号 |
| | | | |

備考

- 1 印のある欄には新規登録申請の場合は、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「1 法人 2 個人」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。

(第三面)

証紙はり付け欄
(消印してはならない。)

第11号様式（第15条関係）

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人は、岐阜県屋外広告物条例第32条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

〔自署すること。ただし、法人の場合
にあつては、記名押印すること。〕

岐阜県知事 様

第12号様式（第15条関係）

登録申請者 { 法人の役員
本人
法定代理人 } の略歴書

| | | | | |
|---|--------------------------|---------------------|--|---------------------|
| 現住所 | 郵便番号（ - ） | | | 電話番号（ ） - |
| フリガナ 氏 名 | | 生年 月日 | | |
| 略 歴 | 期 間 自 至 年月日 年月日 | 職 務 内 容 又 は 業 務 内 容 | | |
| | | | | |
| 賞 罰 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 | | |
| | | | | |
| <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏名</p> | | | | |

備考 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものに丸印を付すこと。

屋 外 広 告 業 登 録 証

住 所

氏 名

岐阜県屋外広告物条例第31条第1項の規定により下記のとおり屋外広告業者登録簿に登録したことを証します。

記

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

登 録 の 有 効 期 間 年 月 日 から 年 月 日

年 月 日

岐阜県知事



年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

岐阜県屋外広告物条例第33条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

| | | | |
|---|---------------|-----------|-------|
| 登録番号 | 岐阜県屋外広告業登録第 号 | | |
| 登録年月日 | 年 月 日 | | |
| フリガナ 氏 名 及び生年月日 〔 法人にあつては名 称並びに代表者の 氏名及び生年月日 〕 | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 法人・個人の別 | 1 法人 2 個人 | |
| 住 所 | 郵便番号 (-) | | |
| | 電話番号 () - | | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| | | | |

備考 「1 法人 2 個人」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

岐阜県屋外広告物条例第35条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

| | |
|--|--|
| 登録番号 | 岐阜県屋外広告業登録第 号 |
| 登録年月日 | 年 月 日 |
| フリガナ 氏 名 〔 法人にあつては 名称及び代表者 の氏名 〕 | 法人・個人の別 1 法人 2 個人 |
| 住 所 | 郵便番号 (-) 電話番号 () - |
| 届出の理由 | 1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止 |
| 届出理由の生じた日 | |
| 屋外広告業者と 届出人との関係 | 1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人 |

備考 「1 法人 2 個人」、「届出の理由」欄及び「屋外広告業者と届出人との関係」欄については、該当するものに丸印を付すこと。

第16号様式（第20条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 郵便番号 -
住 所
氏 名

年 月 日生

（連絡先電話番号 - - ）

屋外広告物講習会受講申込書

岐阜県屋外広告物条例施行規則第20条の規定により次のとおり申し込みます。

| | | | | |
|--------------------------|--|------|-----|---|
| 勤 務 先 | 名 称 | | | （写真欄） 無帽・上半身・正面 申込前6か月以内に撮影 縦4cm×横3cm 白黒・カラー共可 写真裏面に氏名・住所を 記載して貼付すること |
| | 所在地 | 郵便番号 | - | |
| 受講希望課程 （該当番号を で囲む） | 1 屋外広告物関係法令に関する課程 2 屋外広告物の表示の方法に関する課程 3 屋外広告物の施工に関する課程 | | | |
| 受講状況 | 法 令 | 表 示 | 施 工 | |
| | | | | |
| 収入証紙 貼付欄 | | | | |

備考

- 1 受講希望課程欄は、該当する番号を で囲むこと。
- 2 印欄は、記入しないこと。
- 3 収入証紙は、消印しないこと。

屋外広告物講習会修了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、岐阜県屋外広告物条例第37条第1項の規定による講習会の課程を修了したことを証します。

年 月 日

岐阜県知事



年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所

氏 名

年 月 日生

屋外広告物資格認定申請書

岐阜県屋外広告物条例施行規則第26条第2項の規定により次のとおり申請します。

| | | |
|---------------|-------|--|
| 勤 務 先 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 屋外広告物に関する経験年数 | | |
| 備 考 | | |

添附書類

- 1 履歴書
- 2 屋外広告物に関する経験年数を証明するもの

資 格 認 定 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、岐阜県屋外広告物条例第38条第1項第1号から第4号までに掲げる者
と同等以上の知識を有する者と認定します。

年 月 日

岐阜県知事



第20号様式（第27条関係）

40センチメートル以上

| 屋 外 広 告 業 者 登 録 票 | |
|----------------------|---------------|
| 氏 名 又 は 名 称 | |
| 法人である場合の代表者の氏名 | |
| 登録番号 | 岐阜県屋外広告業登録第 号 |
| 登録年月日 | 年 月 日 |
| 営業所名 | |
| この営業所に置かれている業務主任者の氏名 | |

35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

第21号様式（第28条関係）

| | | | | |
|--------------------|----------------|--|----|--|
| 注文者の氏名又は名称 | | | | |
| 注文者の住所 | 電話番号（ ） - | | | |
| 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所 | | | | |
| 表示した広告物又は設置した掲出物件 | 名称 又は 種類 | | 数量 | |
| 表示又は設置の年月日 | 年 月 日 | | | |
| 請負金額 | | | | |

（表 面）

立 入 検 査 の 証 明 書

次の者は、岐阜県屋外広告物条例第44条第1項に規定する立入検査の権限を有する者であることを証明する。

| | | | | | | |
|------------|---|-------------------|----------------------|---|---|------------------|
| 写 真 | 印 | 所 属 職 名 氏 名 | 生 年 月 日 発 行 年 月 日 | 年 | 月 | 日 日 日 印 |
|------------|---|-------------------|----------------------|---|---|------------------|

（裏 面）

岐阜県屋外広告物条例抜すい

（報告徴収、立入検査等）

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(2) 第44条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者